

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成29年11月30日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項に基づき川崎駅西口開発計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	神奈川県横浜市西区平沼1丁目40番26号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 横浜支社長 渡利 千春
	指定開発行為の名称	川崎駅西口開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為）／商業施設の新設（第3種行為）／大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区大宮町1番地5外
	指定開発行為の目的	業務・宿泊・商業施設の新設
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約12,400㎡／建築面積：約11,150㎡／延べ面積：約136,500㎡ 建物高さ：約131m（洞屋等を含む最高高さ約143m）
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成30年5月／完了予定：平成34年7月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：平成29年11月30日（木）～平成29年12月14日（木） 土曜日及び日曜日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時 上記期間中、本市ホームページにて当該条例見解書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所及び縦覧時間	川崎市：川崎区役所、幸区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） （午前8時30分から午後5時まで） 横浜市：鶴見区役所 区政推進課（午前8時45分から午後5時まで） 横浜市役所 環境創造局環境影響評価課（午後8時45分から午後5時15分まで）
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	<b>【申出書の記載内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>指定開発行為の名称</li> <li>申出理由及び意見の要旨</li> </ul> 意見の要旨には、主に条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 <b>【申出ができる方】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例準備書関係地域内（別紙参照）に住所又は勤務場所を有する者</li> <li>条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者</li> <li>条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体</li> </ul> <b>【提出期限及び提出先】</b> 提出期限：平成29年12月14日（木）（郵送の場合は、平成29年12月14日消印有効） 提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室宛 申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。
条例公聴会の開催について	上記の申出があった場合で、市長が、必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。条例公聴会を開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。公聴会は、 <b>1月13日（土）</b> の開催を予定しています。 <b>【公述人について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公述人に選定された方は、公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。（代理不可）</li> <li>公述人は、上記の申出をされた方の中から選定させていただきます。</li> <li>公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。</li> </ul> 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。</li> <li>環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。</li> </ul> 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 <b>【条例公聴会を開催しない場合】</b> 上記申出がなかった場合には、条例公聴会を開催されません。	
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	

## 第4章 関係地域の範囲

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・建設機械の稼働に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から 100m 程度の範囲
- ・風害を及ぼすおそれのある計画地敷地境界から建物高さの 2 倍程度（約 290m）の範囲
- ・工事用車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある工事用車両ルート沿道から 50m 程度の範囲
- ・施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある施設関連車両ルート沿道から 50m 程度の範囲
- ・日照障害が及ぶ範囲
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲

関係地域の範囲は図 4-1 に、当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 関係地域の範囲

市名	区名	関係町丁名
川崎市	幸区	大宮町、幸町 1 丁目、幸町 2 丁目、幸町 4 丁目、神明町 2 丁目、中幸町 2 丁目、中幸町 3 丁目、中幸町 4 丁目、堀川町、南幸町 1 丁目、南幸町 2 丁目、南幸町 3 丁目、柳町 上記町丁の一部
	川崎区	池田 1 丁目、砂子 1 丁目、砂子 2 丁目、駅前本町、榎町、小川町、下並木、堤根、日進町、富士見 1 丁目、堀之内町、本町 2 丁目、宮本町 上記町丁の一部
横浜市	鶴見区	市場上町、市場東中町、市場西中町、市場下町、市場大和町、菅沢町、鶴見中央 2 丁目、鶴見中央 3 丁目 上記町丁の一部

※関係町丁名は、図 4-1 に対応する。

